

本巢市行政改革 集中改革プラン



平成 18 年 3 月

本 巢 市

集中改革プランの位置づけ

本巢市では、平成18年度から22年度までの5年間に緊急的・重点的に取り組む行政改革の方向性などをまとめた「本巢市行政改革大綱」及び「本巢市行政改革大綱実施計画」を策定しました。

一方、総務省は、平成17年3月29日付けで「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」を示しました。

この指針は、新たな行政改革大綱等の策定または従来の行政改革大綱の見直しと、行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、つぎに掲げる事項を中心に平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を市民にわかりやすく明示した計画（集中改革プラン）を平成17年度中に公表することを求めています。

集中改革プランに掲げる事項

事務事業の再編・整理、廃止・統合
民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）
定員管理・給与の適正化
出先機関の見直し
第三セクターの見直し
経費節減等の財源効果

したがって、本市では、平成17年度に策定した大綱と実施計画を国が求めている集中改革プラン用に項目や計画期間等を次のとおり編集したものであり、基本的な方針や内容については、大綱及び実施計画を準拠しています。

市の大綱及び実施計画については、計画期間が平成18～22年度の5年間ですが、国の集中改革プランは、平成17～21年度の5年間の計画期間としており、1年間のずれが生じています。

このため、市の実施計画から平成22年度分の計画を削除し、平成17年度に実施した行革の実績を平成17年度計画として記載しています。また、国の求めている資料についても追加で記載しています。

1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

(1) 事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム

事務事業等の見直し

社会経済情勢に即応した行政改革を円滑に推進するため、庁内の推進体制として、本巢市行政改革推進本部を設置するとともに、専門的な事項について調査又は検討する組織として、行政改革検討委員会を必要に応じて設置し、全庁的な取り組みとするとともに、議会をはじめ市民の理解と協力を得て推進する。

また、行政改革の推進に関する重要事項を調査審議するための諮問機関として、本巢市行政改革推進委員会を設置する。

行政組織運営全般について、計画策定 実施 検証 見直しのサイクルに基づき常に点検を行いつつ、大綱の見直しを行う。

また、各年度の取り組み内容を具体的に示した実施計画を策定し、定員管理の数値目標を掲げることはもとより、事務事業や補助金などの整理、合理化の取り組み内容について、可能な限り目標を数値化して示すなど、市民に分かりやすいものにするように努める。

行政評価システムの導入

市の政策や施策及び事務事業について、成果指標等を用いて有効性や効率性を客観的に評価し、その結果を行政運営の改善に反映していくために、平成19～21年度にかけて行政評価システムの導入に向けて検討する。

外部の意見を取り入れる仕組の導入

地方分権の進展により、地方の特色を活かしたまちづくりを地域自らの意思と責任で進めることが、今後ますます求められており、市民と行政が地域社会における良きパートナーとして、対等の関係でそれぞれの能力を活かしながら、協力・連携してまちづくりに取り組む必要がある。

- ・平成17年度から外部有識者を入れた行政改革推進委員会を開催する。
- ・平成18年度までに市民、企業、大学などと連携し、行政サービスにかかる調査研究を実施する。
- ・平成18年度までに各庁舎に満足度、意見箱を設置する。
- ・平成19年度までにパブリックコメント手続き制度を導入する。

スキームの公表

市ホームページと市広報紙で公表

(2) 事務事業の再編整理等の目標

平成17～21年度までの5年間における再編・整理等の目標

- ・平成17年度において、本巢源氏ほたるまつりとげんげ祭りを統合し、花と蛸祭りとする。
- ・平成18年度までに敬老祝賀会の開催と運営のあり方を見直す。
- ・平成18年度までに戦没者追悼式の開催と運営のあり方を見直す。
- ・平成18年度までに人事管理システムを導入する。
- ・平成18年度までに例規集を半分に減らす。
- ・平成18年度までに真正地域の目安箱を廃止し、意見箱を各庁舎に設置する。
- ・平成18年度までに根尾川花火大会の写真コンテストを廃止する
- ・平成18年度までにサマーフェスタとしんせいふれあい祭りを統合する。
- ・平成18年度までに文化講演会の運営方法を見直す。
- ・平成18年度までに能郷白山ファミリー登山を廃止する。
- ・平成19年度から緊急通報用発信装置の一部代替事業として独居老人へのライブカメラ貸与事業を実施
- ・平成19年度までに全期前納報奨金を段階的に廃止する。
- ・平成19年度までに公共交通機関のあり方について検討する。
- ・平成19年度までにうすずみサマーフェスティバル、宗次郎淡墨桜コンサートについて、市内中学生徒参加に向けた運営方法を見直す。
- ・平成19年度までに根尾地域市民運動会と根尾中学校運動会との共同開催を検討する。
- ・平成19年度までに老人福祉センターの入浴サービスの廃止について検討する。
- ・平成19年度までにねたきり老人等介護者慰労金支給事業の支給対象者を市民税非課税世帯とする。
- ・平成19年度までに紙おむつ購入費助成事業に係る金額を段階的に減額する。
- ・平成20年度までに消防団事務の一部を本巢消防事務組合へ委託する。
- ・平成20年度までに確定申告会場の集約を図る。
- ・平成21年度までに庁内電子決裁について調査研究を進める。
- ・平成21年度までに文書管理システムの導入を検討する。

2 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

行政運営の効率化、住民サービスの向上を図るため、民間機能を活用することが有効な事務事業については、透明性の確保や個人情報の保護、並びに守秘義務の確保に十分留意しつつ、積極的かつ計画的に業務の外部委託や民間機能を活用する。特に公の施設の管理運営については、指定管理者制度による民間への委託管理などを推進する。

（１）公の施設についての取組目標

平成１６年度末時点における公の施設の管理運営の状況

| 管理区分 施設の種類 | 指定管理者制度 導入済み | 業務委託実施 済み | 全部直営施設 | 計 |
|-----------------|-----------------|--------------|--------|----|
| レクリエーション・スポーツ施設 | 3 | | 20 | 23 |
| 産業振興施設 | 3 | 1 | 2 | 6 |
| 基盤施設 | | 10 | 14 | 24 |
| 文教施設 | | 1 | 16 | 17 |
| 医療・社会福祉施設 | | 3 | 3 | 6 |
| 計 | 6 | 15 | 55 | 76 |

平成１７～２１年度までの５年間の取組目標

<レクリエーション・スポーツ施設>

- ・平成１８年度までに高尾プールを廃止する。
- ・平成１９年度までに東外山ふれあい広場の廃止を検討する。
- ・平成１９年度までに本巢総合運動場プールの廃止を検討する。
- ・平成１９年度までに本巢市民スポーツプラザについて指定管理者制度の導入を検討する。

<産業振興施設>

- ・平成１８年度までに鍋原ポケットパーク物産販売所について指定管理者制度の導入を検討する。
- ・平成１８年度までに富有柿の里ふれあいセンターについて指定管理者制度の導入を検討する。

<文教施設>

- ・平成１９年度までに本巢市民文化ホールについて指定管理者制度の導入を検討する。
- ・平成１９年度までに根尾谷地震断層観察館について指定管理者制度の導入を検討する。

< 医療・社会福祉施設 >

- ・平成19年度までに根尾生活改善センターを廃止する。

< その他 >

- ・平成19年度までに学校給食センターについて指定管理者制度の導入を検討する。

(2) その他の事務についての取組目標

平成16年度末時点の委託状況

| 区 分 | 事 務 事 業 の 種 類 |
|------|---|
| 全部委託 | 本庁舎清掃、案内・受付、し尿処理、一般ごみ収集、ホームヘルパー派遣、在宅配食サービス |
| 一部委託 | 電話交換、道路維持補修・清掃等、情報処理・庁内情報システム維持、ホームページ作成・運営、調査・集計、総務関係事務（給与、旅費、福利厚生等） |
| 全部直営 | 本庁舎夜間警備、公用車運転、学校給食、学校用務員事務、水道メータ検針 |

平成17～21年度までの5年間の取組目標

行政運営の効率化、住民サービスの向上を図るため、民間機能を活用することが有効な事務事業については、透明性の確保や個人情報の保護、並びに守秘義務の確保に十分留意しつつ、積極的かつ計画的に業務の外部委託や民間機能を活用する。特に公の施設の管理運営については、指定管理者制度による民間への委託管理などを推進する。

- ・平成20年度までに消防団事務の一部を本巢消防事務組合へ委託する。

3 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

・新規の行政ニーズに対する定員管理にあたっては、原則として職員の配置転換による対応とするなど、可能な限り定数の削減を行うなど定員管理の適正化に努める。

なお、定数を削減する一方で、臨時職員（事務補助職員）が増加するという問題点も懸念されるため、臨時職員をも含めた定員管理の適正化を図る。

・適正な定員管理を推進するため、職種や部門ごとに事務事業を見直し、組織機構の簡素合理化、民間委託及びOA化などを積極的に推進する。

- ・いわゆる「団塊の世代」の職員の大量退職に対し、採用計画を十分に検討したうえ、職員数の抑制を図る。
- ・定員適正化計画の策定にあたっては、将来的な職員の年齢構成や分野別職員数などについて詳細に分析するとともに、今後の行政ニーズの動向などを踏まえ、定員モデル及び類似団体別職員数の状況を考慮して策定する。

平成17年4月1日～平成22年4月1日までの定員管理の数値目標

1) 数値目標の基本的考え方

- ・定年退職する職員の補充を抑制し、退職者の7割程度に抑えることにより、平成17年4月1日現在364人の職員数を、平成22年4月1日までの5年間で346人(18人減、対17年比 4.9%)とする。

2) 数値目標の設定の仕方

- ・退職者に対する新規採用者による補充を抑制し、総職員数の漸減を図る。
- ・総務省の定める定員モデルや類似団体、県内市町村の職員数と比較し、適正職員数を精査する。
- ・総務省指針で示された数値目標の4.6%以上の定員削減を図る。

3) 採用者・退職者の見込み

(単位:人)

| 区 分 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 計 |
|------------|------|------|------|------|------|------|----|
| 4月1日職員数 | 364 | 363 | 365 | 359 | 350 | 346 | |
| 採用者数 | (5) | 7 | 8 | 8 | 11 | 6 | 40 |
| 退職者数(前年度末) | (12) | 8 | 6 | 14 | 20 | 10 | 58 |

注)平成17年4月1日現在の職員数を基準としているため、()の数値は含めない。

平成11年4月1日～平成16年4月1日までの純減実績

1) 過去の純減実績の内容

(単位:人)

| 区 分 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 計 |
|------------|------|------|------|------|------|------|----|
| 4月1日職員数 | 383 | 377 | 379 | 380 | 382 | 371 | |
| 採用者数 | | 3 | 8 | 11 | 7 | 9 | 38 |
| 退職者数(前年度末) | | 9 | 6 | 10 | 5 | 20 | 50 |

注)平成15年度までの職員数は、旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町及び旧根尾村の合算による。

(2) 給与の適正化

- ・職員の給与水準については、人事院勧告や国・県の動向に配慮するととも

に、他市町村との均衡にも配慮して適正化を図る。

・特殊勤務手当などの諸手当については、支給対象及び支給基準等を精査し、必要な見直しを行う。

・昇任昇格制度の見直しを行い、若年・女性職員登用などを促進し、職場における活性化を図る。

(3) 定員・給与の公表

・定員・給与等の公表については、「本巢市人事行政の運営等の公表に関する条例」により、広報誌・ホームページで公表し、人事行政の透明化を図る。

4 出先機関の見直し

(1) 出先機関の見直しの取組目標

・合併4町村の庁舎をそのまま利用した本庁舎と3箇所の分庁舎方式については、南北に長い地理的弊害による事務処理の停滞や、施設の維持管理経費の増加による問題点などについて、市民との重要な接点となるべき地域振興や防災、窓口サービスなど、将来あるべき姿を見据えながら、効率的・効果的な施設整備を検討する。

・外山連絡所については、道路網の整備、樽見鉄道の根尾までの延長整備、福祉バスによる交通弱者対策などの整備も充実したと考えられるため廃止を前提に検討する。

平成16年度末における状況

1) 分庁舎方式

- ・本巢市役所本庁舎（総務部、企画部、議会等）
- ・本巢市役所真正庁舎（市民環境部、健康福祉部、教育委員会等）
- ・本巢市役所系費庁舎（産業建設部、上下水道部等）
- ・本巢市役所根尾分庁舎（林政部、根尾総合支所）

2) 出先機関

- ・総務関係
本巢支所、真正支所、系費支所、根尾総合支所、外山連絡所
- ・福祉関係
本巢保健係（本巢保健センター）
真正保健係（真正すこやかセンター）

糸貫保健係（糸貫ぬくもりの里）

根尾保健係（根尾保健センター）

平成17～21年度までの5年間における取組目標

- ・分庁舎方式について、地域振興や防災、窓口サービスなどの将来あるべき姿を見据えながら、平成19年度までに効率的・効果的な施設整備を検討する。
- ・外山連絡所について、平成18年度までに廃止を前提として検討する。

5 第三セクターの見直し

社会経済情勢の変化を踏まえつつ団体の設立目的、事業内容、活動の実態、運営状況などの検討を行い、類似団体の統合や業務の見直しを図り、効率的な運営の改善に努める。

第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定

1)平成16年度末時点における第三セクターの法人数

・4法人

内訳 （財）織部の里もとす

（財）NEO 桜交流ランド

（財）NEO ふるさと財団

（株）うすずみ特産

平成17～21年度までの5年間の見直し実施予定

- ・平成19年度までに（財）織部の里もとす、（財）NEO 桜交流ランド、（財）NEO ふるさと財団、（株）うすずみ特産の4組織について委員会等を立ち上げ、組織の統合と業務の見直しを検討する。

6 経費節減等の財源効果

（1）財政の健全化

- ・限られた財源の中で、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズ、新たな行政課題に的確に対応するため、中長期的な視点で緊急性・優先性・効率

性などを勘案しつつ、事業の必要性及び効果を客観的評価に基づき十分検証し、健全な行財政運営を目指す。

また、起債については、交付税措置がある有利な起債を選択するとともに、市債の適正な管理に努める。

・バランスシートや行政コスト計算書などの企業会計的な手法を用いて財政分析や行政評価を行い、行財政の健全化を図る。

(2) 自主財源の確保と受益者負担の適正化

・滞納整理の着実な実施などにより自主財源の中心である市税などの収納率向上に努めるとともに、未利用地の有効活用などを検討する。

・受益と負担の公平性確保の観点から、利用者が限られているサービスなどを精査して、使用料や手数料などの適正な料金設定を行う。

(3) 各種料金の徴収方法

・税や使用料などのコンビニエンスストア収納について、費用対効果を含め調査、研究を行う。

平成17～21年度までの5年間の取組目標及び施策

【歳入関係】

1) 税の徴収対策

・平成17年度において市県民税過年度滞納分について、県と合同で設立した徴収専門機関へ徴収委託を実施する。

・収納率の向上を図るため、平成19年度までに徴収経験が豊富な徴収嘱託員の配置を検討する。

・税や使用料などのコンビニ収納について、平成18年度から費用対効果を含めて調査研究を進める。

2) 使用料・手数料の見直し

・受益と負担の公平性確保の観点から平成19年度までに使用料と手数料を見直す。

・他市との均衡を図り、放課後児童施設利用料を平成19年度から段階的に引き上げる。

3) 未利用財産の売り払い等

・未利用地の有効利用又は売却を平成18年度から実施する。

4)その他

- ・収納率の向上を図るため、平成20年度までに行政サービスと市税完納の用件を連結することについて検討する。

【歳出関係】

1)人件費削減

- ・職種や所属ごとに事務事業を見直し、組織機構の簡素合理化を図り、職員数を5年間で4.9%削減する。退職者の補充率を70%とする。
- ・議員定数については、平成17年9月30日で在任特例期間が終了し、同年10月1日からは定数を28名削減し、議員定数を21名とする。
- ・平成17年度において、農業委員会委員定数を73人から26人に削減する。
- ・平成17年度において非常勤特別職職員の報酬のうち月額報酬について、近傍団体等の状況を見直しを図るとともに市民文化ホールや図書館館長等の非常勤特別職を廃止する。
- ・平成17年度において日々雇用職員に係る日額、時間給の見直しを図るとともに人員の削減を図る。
- ・平成18年度までに非常勤特別職職員の各種委員報酬について、県内各市の状況を見直しを図る。
また、各種委員会委員の報奨金についても見直しを図る。
- ・平成18年度までに日々雇用職員のうち年間を通じて雇用する臨時職員（事務補助）の賃金を見直しを図る。

2)給与等削減

- ・一般職の給与、期末勤勉手当は、国の人事院勧告に準じたものとする。

3)組織の統廃合

- ・社会経済情勢や行政課題、市民ニーズに対応した施策の展開と業務量の変化等に配慮し、毎年組織機構の見直しをする。

4)民間委託による事務事業費削減

- ・行政運営の効率化と住民サービスの向上を図るため、指定管理者制度などの民間機能を活用することが有効な業務について、計画的に民間委託を推進する。鍋原ポケットパーク物産販売所他5施設について指定管理者制度の導入について検討する。

5)補助金等の整理合理化

・平成17年度において前年度の補助金が1,000千円以上のものは15%、500千円以上1,000千円未満のものは10%、500千円未満のものは5%を一律削減する。

また、各種イベントに係る実行委員会への補助金は、15%の減額とする。

・平成18年度までに補助金の見直し方針と基準に基づき、全ての補助金について廃止、縮減、終期の設定等の見直しを行う。

・紙おむつ購入費助成金額を平成19年度から段階的に減額する。

・ねたきり老人等介護者慰労金の支給対象者を平成19年度から市民税非課税世帯とする。

・平成19年度までにプール施設利用助成事業の廃止について検討する。

・平成19年度までに分館活動補助金と自治会関係補助金のあり方について検討する。

6)内部管理経費の見直し

・平成17年度において各庁舎の保守点検内容の統一化と入札の統合等により、施設維持管理費を削減する。

・平成17年度において全ての公共施設の自動ドア保守点検委託業務を廃止とする。

・平成17年度において公用車の一元管理により5台を削減する。

7)その他事務事業の整理合理化

・平成17年度の当初予算で人件費、扶助費及び公債費等の義務的経費、投資的経費や特別会計への繰出金を除いて、前年度当初と比して経常経費の3割を目標として削減を図る。

・平成17年度において会議等における弁当は廃止し、20人未満の会議におけるお茶も廃止する。

・平成18年度までに義務的経費や投資的経費、特別会計への繰出金を除いて各部局等に一般財源の枠配分を行い、経常経費の削減を図る。

・平成18年度までに消防団員の費用弁償について、県内各市の状況を参考に見直しを図る。

・政策や施策及び事務事業について、成果指標等を用いて有効性や効率性を客観的に評価し、行政運営に反映していくために、平成21年度までに行政評価システムの導入について検討する。